

全国都道府県対抗自転車競技大会・国民体育大会の滋賀県代表選手選考方法について

全国都道府県対抗自転車競技大会および国民体育大会に滋賀県代表選手を選考する際に、次のような選考方法で選考する。

【選考基準】

当連盟が国民体育大会に参加する滋賀県代表選手を決定する際には、下記の内容を考慮の上、(一社)滋賀県自転車競技連盟の代表選手選考委員会において選考し、会長の承認を得て決定する。

1. 対象選手は、年度当初に発表する全ての選考大会の該当種目に参加した者の中から選考する。
2. 滋賀県代表として、言動ならびに行動において責任ある行動が取れる者とする。
3. (公財)日本自転車競技連盟競技規則第2章第6条第2項に基づいた者とする。
4. 選考大会において優秀な成績を上げた者の中から、以下の記録を公式大会直近1年間で保持している者を選考する。

ただし、少年種別、女子種別に関しては、この限りでない。

(1) スプリント、ケイリン 200m フライング・タイムトライアル 12秒00未満

(2) 1km タイム・トライアル 1分12秒00未満

5. 過去の大会における成績および実績、(公財)日本自転車競技連盟ランキング、ならびに将来性を考慮して選考するものとする。
6. 全国都道府県対抗自転車競技選手権大会は、選考大会での成績、前年の国民体育大会自転車競技会出場選手および関西トラックフェスタT1、TL1クラス上位入賞者の中から、選考委員会で選考する。

なお、2025年滋賀国民スポーツ大会開催に向けた競技力向上を目的に、少年種別、女子種別での選手団編成とし、成年種別は含めない。

【注 釈】

○選考基準1の注釈

選考大会には必ず出場すること。

選考大会に特別な理由により出場できない場合には、事前に事務局に書面で、その理由を明記し、参加申し込み締め切りまでに届け出ること。

なお、理由については選考委員により判定する。

また、参加申し込み後、理由により出場できない場合も電話などで連絡し、後日書面を提出すること。

ただし、理由の如何にかかわらず、選考大会に不参加の場合には、選考対象外とする。

○選考基準3の注釈

(公財)日本自転車競技連盟競技規則第2章(ライセンス)

第6条(競技者)第2項(競技者の義務)

競技者は、次のことを守らなければならない。

- (1) 競技規則および競技の運営・管理上の規定および交通規則を順守すること。
- (2) 競技中に引き起こした事故について、一切の責任を負うこと。
- (3) 常にスポーツマンとしての言動を保持すること。
- (4) 常に完全に整備された自転車を用いて競技大会に参加すること。

【選考大会】

○滋賀県民体育大会